



# 令和4年度第2回 箕面市国民健康保険運営協議会

---

令和5年2月27日

市民部 国民健康保険室  
債権管理機構



# 内 容

## I. 令和5年度当初予算

1. 令和5年度国民健康保険事業費予算について
2. 令和5年度保険料について  
＜大阪府の説明資料＞  
R4⇒R5 大阪府全体の1人当たり保険料  
＜参考資料＞
  - ①大阪府の被保険者に占める世代毎構成率の推移
  - ②箕面市の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移
  - ③大阪府の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移
  - ④箕面市・大阪府の1人当たり医療費の推移

## II. 収納状況

1. 令和4年度収納状況〈現年度〉
2. 令和4年度収納状況〈過年度〉

## III. 条例改正

1. 箕面市国民健康保険条例の一部改正について



# I. 令和5年度 当初予算

---

# 1. 令和5年度国民健康保険事業費予算について

- 令和5年度予算は、国の予算編成及びそれに基づく大阪府算定数値をもとに編成しました。
- 当初予算額については、事業費納付金9,200万円の減少、療養給付費等の増加に伴う保険給付費2億3,000万円の増加などで、前年度比1億5,000万円（約1.1%）の増加となっています。

## 令和4・5年度国民健康保険事業費予算

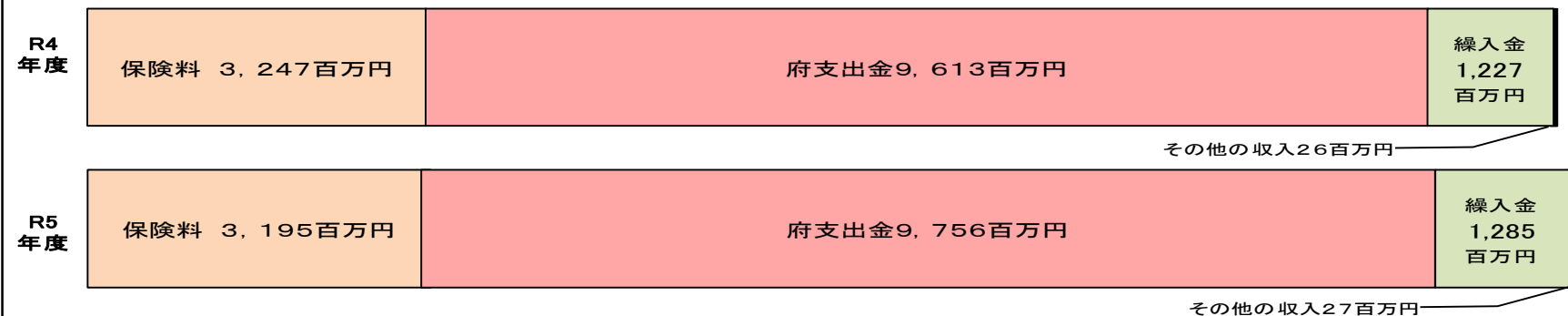
令和4年度 歳入歳出予算総額 14,113百万円

令和5年度 歳入歳出予算総額 14,263百万円 (+150百万円)

### <歳出予算>



### <歳入予算>



## 2. 令和5年度保険料について

令和5年度分に係る「事業費納付金」と被保険者から保険料徴収する目安となる「標準保険料率」が、大阪府より示されました。

### 【事業費納付金と標準保険料率】

<基礎数値(箕面市)>

事業費納付金 (*1)	4,392,686千円 (R4:4,485,240千円)
一般被保険者数	23,793人 (R4:25,523人)

\*1 「事業費納付金」とは、大阪府が医療給付費等の見込みを立てたうえで、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を市町村ごとの所得水準等で按分し決定されるものです。

\*2 「大阪府標準保険料率」とは、各市町村が保険料率を決定する際に参考とするもので、所得と世帯人数が同じなら府内どの市町村でも同額の保険料となるものです。

大阪府標準 保険料率 (*2)	区分	所得割	均等割	世帯割	賦課限度額
	医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
	後期支援分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
	介護納付分	2.61%	19,552円	—	17万円

※この保険料率は、過年度保険料充当前です。

<箕面市の標準保険料率による1人当たり保険料(年齢区分別)>

	R5	R4	R5-R4増減
0~39歳及び65~74歳(医療+後期支援)	142,538円	130,794円	+11,744円
40~64歳(医療+後期支援+介護)	179,898円	164,933円	+14,965円

※大阪府の算定時点におけるデータを使用しているため、実際の算定とは異なります。

## R4⇒R5 大阪府全体の1人当たり保険料（大阪府の説明資料から）

## 背景

被保険者数の減: ▲8.6万人(▲4.8%)

うち、70歳以上: ▲3.4万人(▲7.8%)

少子高齢化の影響により、被保険者数全体としては減少傾向にある中で、70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していたが、令和4年度から団塊の世代の、後期高齢者医療制度への移行が始まったことから、70歳以上を含む全区分において、被保険者数は減少した。(参考資料①・②)

## 主な要因

## ①医療費伸び率: 5.3% (対前年度)

- 国の推計ツールにより、直近3年間の医療費伸び率推移を踏まえ算定
- 1人当たり医療費のR1からの単年度平均伸び率: 2.8%
- 1人当たり医療費: 365,453円  
⇒全国的な伸び率と同様の傾向

## ②高齢化の進展

- 高齢化進展に伴う後期高齢者支援金の増加  
1人当たり約8,700円の増
- 介護給付費の増加に伴う介護納付金の増加  
1人当たり約3,300円の増

## ■被保険者数の増減

(単位:人)

	R4 (9月末)	R5 (府推計)	増減 (R5-R4)
未就学児	46,903	45,271	▲ 1,632
70歳未満	1,297,573	1,247,743	▲ 49,830
70歳以上	438,480	404,191	▲ 34,289
合計	1,782,956	1,697,205	▲ 85,751

## ■1人当たり医療費の変化

	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度 (推計)	R 5 年度 (本算定値)
1人あたり 保険給付費	330,463円	323,450円	344,592円	346,956円	365,453円
対前年度増減額	10,929円	-7,013円	21,142円	2,364円	18,497円
対前年度増減率	3.4%	-2.1%	6.5%	0.7%	5.3%

## 結果

## 1人当たり保険料影響額

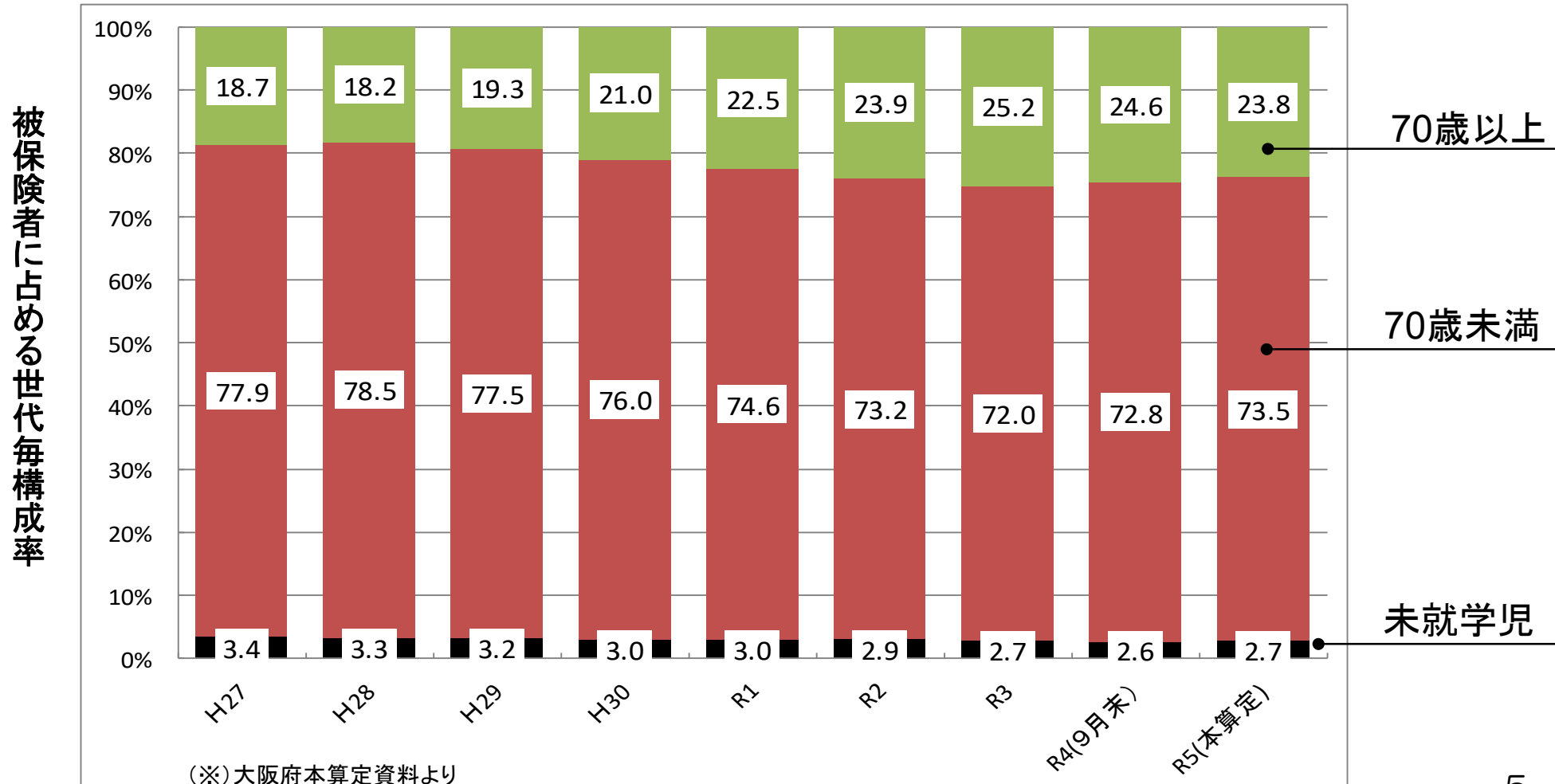
0～39歳、65～74歳(医療+後期支援) **11,602円増**  
40～64歳(医療+後期支援+介護) **14,631円増**

## 【主な要因】

- ①保険給付費の増 : 18,500円
- ②後期高齢者支援金の増 : 8,700円
- ③介護納付金の増 : 3,300円
- ④国費、府費の増 : ▲15,600円

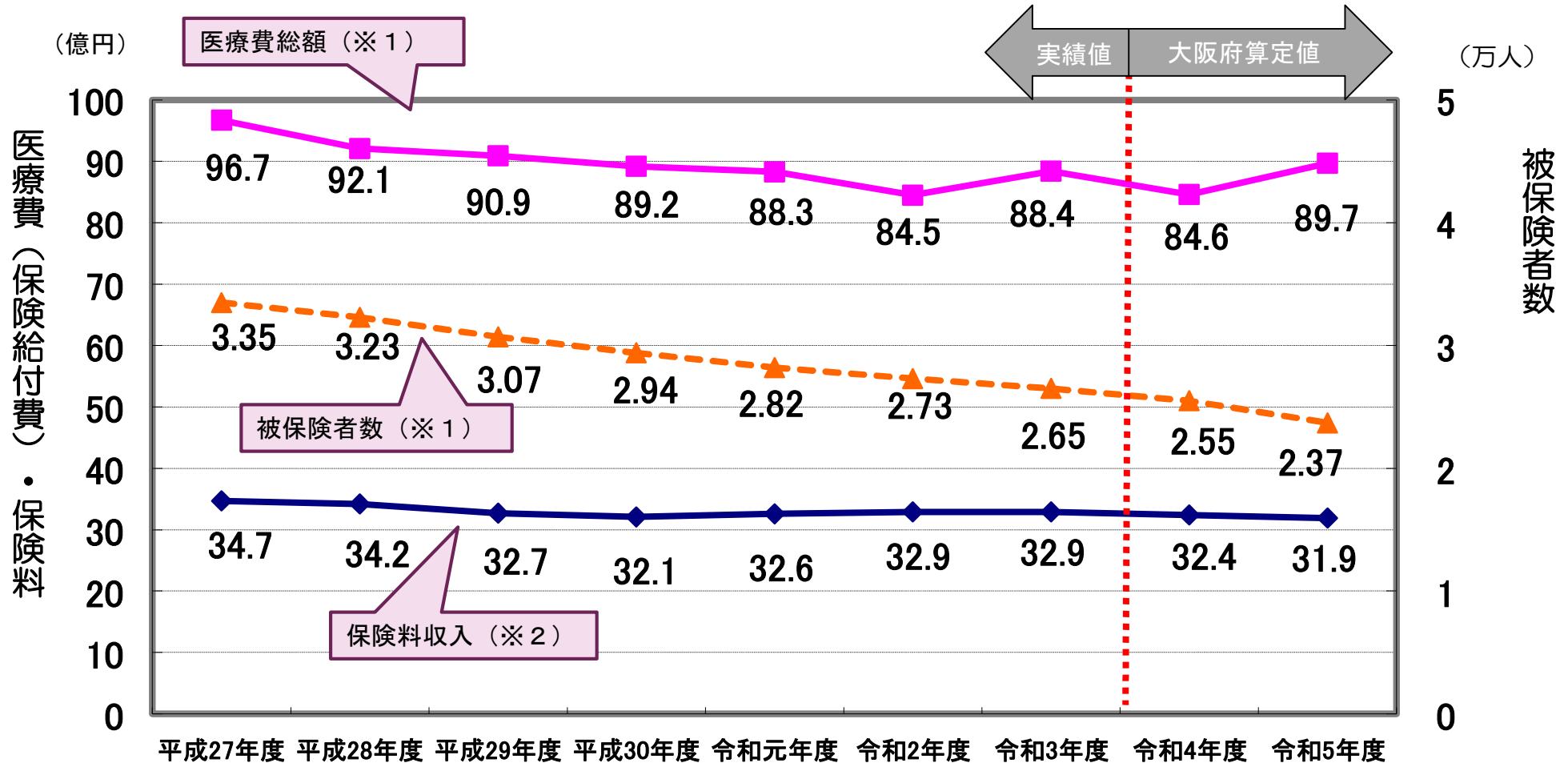
## 参考資料① 大阪府の被保険者に占める世代毎構成率の推移

これまで70歳以上の被保険者数は、被保険者数全体が減少傾向にある中で増加傾向を示していましたが、令和4年度から団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が始まったことから減少傾向を示しており、令和5年度においては、構成率で前年度比0.8ポイント減少しています。



## 参考資料② 箕面市の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移

- 令和5年度の箕面市の医療費総額は前年比6.0%増加（84.6億円→89.7億円）、被保険者数は前年比7.0%減少（2.55万人→2.37万人）となっています。
- 保険料収入は前年比1.5%（32.4億円→31.9億円）の減少となっています。



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度

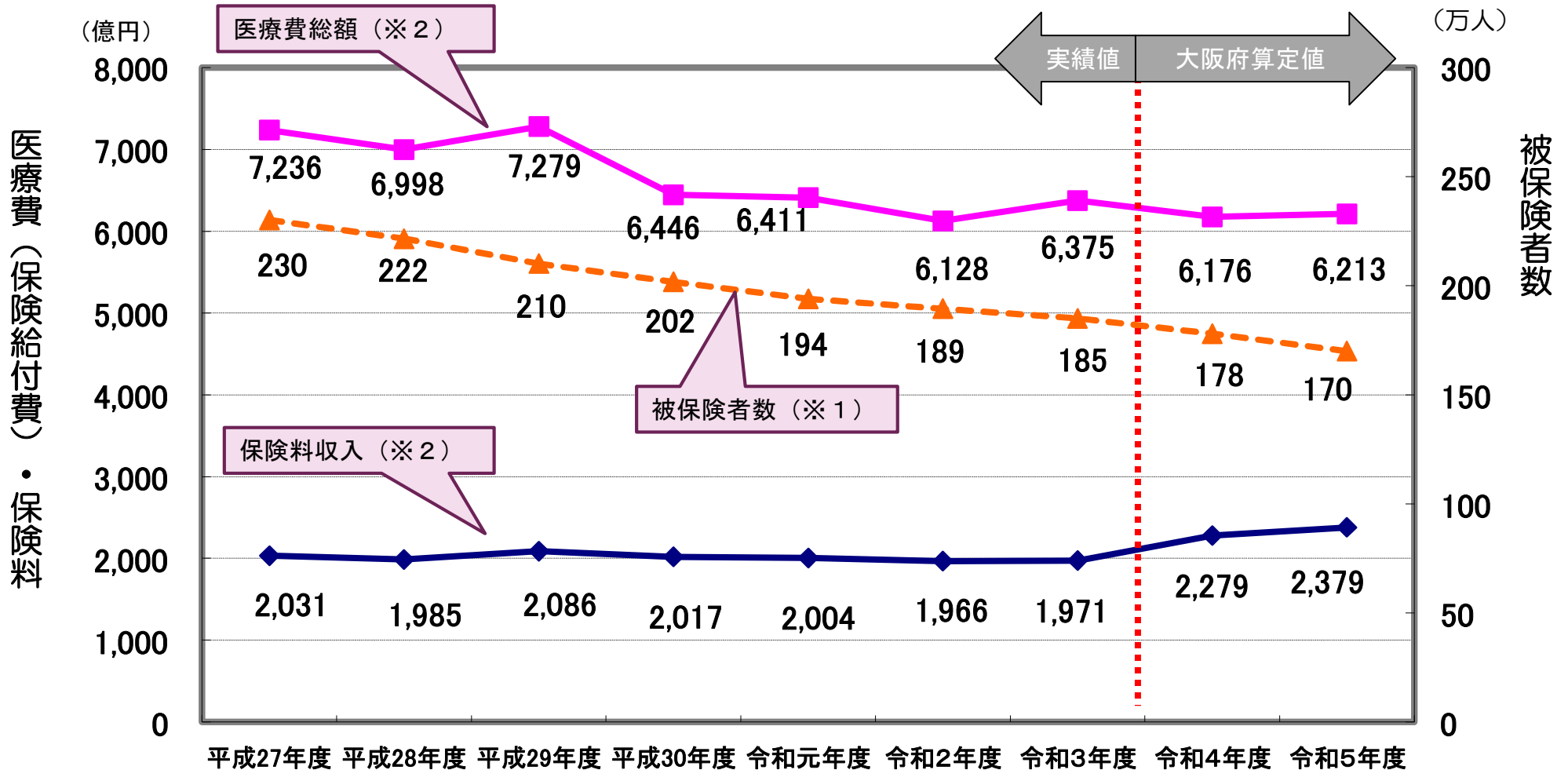
(※1) 令和4年度以降は大阪府本算定資料より

(※2) 令和3年度までは本市の保険料収入決算額、令和4年度以降は本市の予算額



## 参考資料③ 大阪府の医療費総額・被保険者数・保険料収入の推移

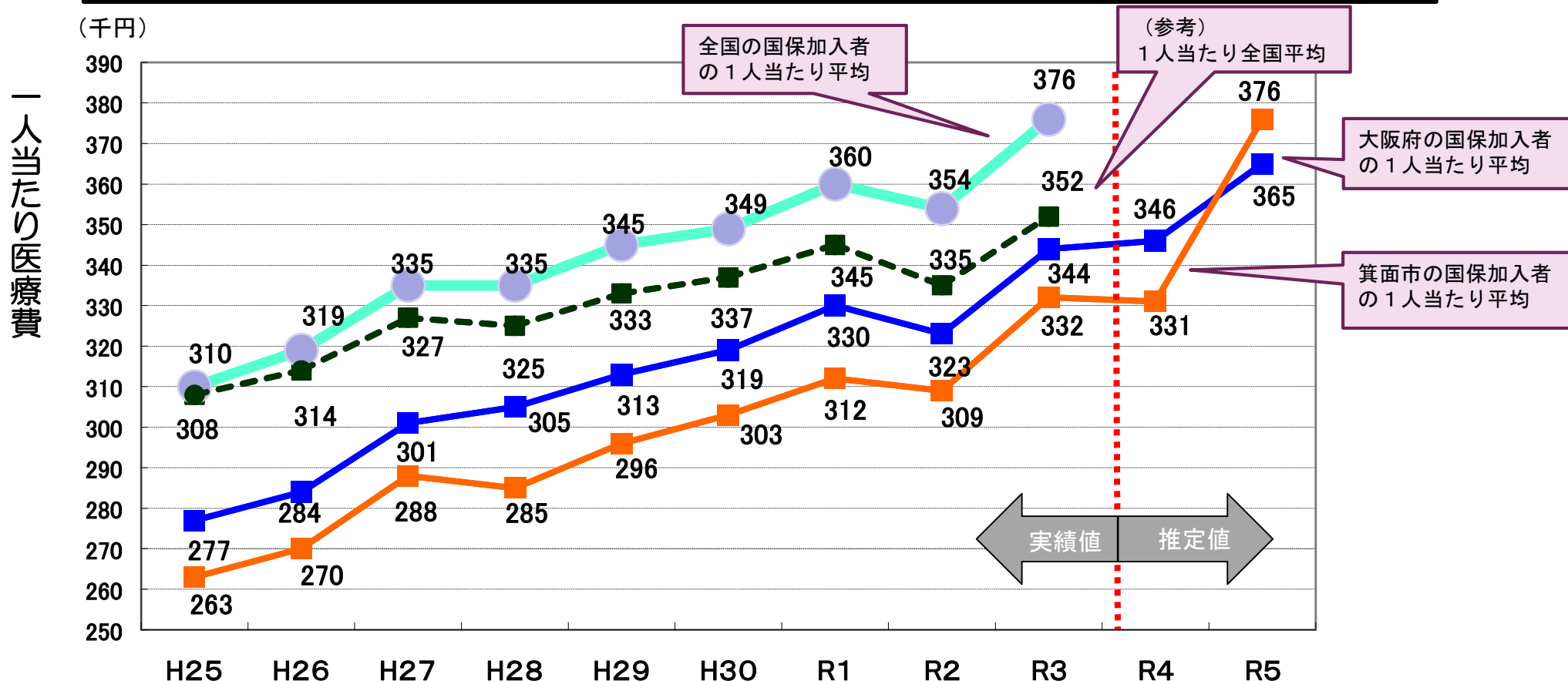
・大阪府の被保険者数も、後期高齢者医療制度への移行により減少傾向となっています。



(※1)大阪府本算定資料より  
(※2)大阪府国民健康保険事業状況より

## 参考資料④ 箕面市・大阪府の1人当たり医療費の推移

- 1人当たり医療費については、令和2年度はコロナ禍での診療控えの影響を受けて減少しましたが、令和3年度以降は再び上昇傾向となっています。
- 箕面市については、被保険者数は7.0%の減少となりますが、保険給付費が6%増加する大阪府算定結果により、1人当たり医療費が大きく増加する見込みとなっています。



※全国の国保加入者平均は、公益社団法人国民健康保険中央会HP「医療費速報」による  
 ※全国の平均は、厚生労働省「令和3年度医療費の動向(令和4年9月16日公表)」による  
 ※令和4年度以降の推定値は、大阪府算定資料による



## Ⅱ. 収納状況

---

# 1. 令和4年度収納状況<現年度>

- 令和5年1月末現在の収納額は2,218,008千円で、前年同月比61,450千円の減少です。
- 収納率は72.72%で、前年度同月比は0.67ポイントの減少です。

単位：千円

	令和3年度(a)			令和4年度(b)			年度比較(b-a)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
4月	90,155	27,291	30.27%	77,295	30,900	39.98%	△12,860	3,609	9.71%
5月	95,090	48,894	51.42%	81,988	21,094	25.73%	△13,102	△27,800	△25.69%
6月	3,144,337	213,141	6.78%	3,067,310	171,023	5.58%	△77,027	△42,118	△1.20%
7月	3,183,496	753,333	23.66%	3,034,834	711,990	23.46%	△148,662	△41,343	△0.20%
8月	3,121,201	1,016,055	32.55%	3,028,675	968,730	31.99%	△92,526	△47,325	△0.57%
9月	3,139,797	1,275,161	40.61%	3,039,160	1,214,651	39.97%	△100,637	△60,510	△0.65%
10月	3,106,112	1,517,341	48.85%	3,055,385	1,460,928	47.81%	△50,727	△56,413	△1.04%
11月	3,105,855	1,779,838	57.31%	3,039,725	1,720,808	56.61%	△66,130	△59,030	△0.70%
12月	3,117,191	2,028,295	65.07%	3,062,254	1,966,695	64.22%	△54,937	△61,600	△0.84%
1月	3,106,059	2,279,458	73.39%	3,050,064	2,218,008	72.72%	△55,995	△61,450	△0.67%
2月	3,115,024	2,512,660	80.66%						
3月	3,113,700	2,775,545	89.14%						
4月	3,108,494	2,957,767	95.15%						
5月	3,110,230	3,001,842	96.52%						

※令和3年度の収納額から還付未済額を差し引いた後の最終収納率は96.29%

## 2. 令和4年度収納状況<過年度>

- 令和5年1月末現在の収納額は186,618千円で、前年同月比64,157千円の減少です。
- 収納率は35.91%で、前年同月比0.30ポイントの増加です。

単位：千円

	令和3年度(a)			令和4年度(b)			年度比較(b-a)		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
4月	535,519	21,936	4.10%	385,262	15,124	3.93%	△150,257	△6,812	△0.17%
5月	535,016	38,851	7.26%	384,911	28,979	7.53%	△150,105	△9,872	0.27%
6月	710,257	72,531	10.21%	521,814	58,899	11.29%	△188,443	△13,632	1.08%
7月	709,088	100,464	14.17%	521,143	83,879	16.10%	△187,945	△16,585	1.93%
8月	707,892	128,402	18.14%	520,669	101,472	19.49%	△187,223	△26,930	1.35%
9月	707,138	155,213	21.95%	520,569	118,227	22.71%	△186,569	△36,986	0.76%
10月	706,018	182,269	25.82%	519,987	137,559	26.45%	△186,031	△44,710	0.63%
11月	705,585	203,951	28.91%	519,815	154,276	29.68%	△185,770	△49,675	0.77%
12月	704,627	229,136	32.52%	519,618	172,086	33.12%	△185,009	△57,050	0.60%
1月	704,317	250,775	35.61%	519,616	186,618	35.91%	△184,701	△64,157	0.30%
2月	703,318	264,814	37.65%						
3月	701,488	283,039	40.35%						
4月	701,488	283,039	40.35%						
5月	701,488	283,039	40.35%						

※令和3年度の収納額から還付未済額を差し引いた後の最終収納率は40.35%





## Ⅲ. 条例改正

---

# 1. 箕面市国民健康保険条例の一部改正について

## <改正の趣旨>

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正します。

## <改正の内容>

①出産育児一時金について支給額を40.8万円から48.8万円に改正します。(第7条)

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は50万円となります。

現 行	40万8千円 (本来分)	1万2千円 (加算分)	支給額 42万円
改正後	<b>48万8千円</b> (本来分)	1万2千円 (加算分)	支給額 50万円

②国民健康保険料(税)の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の28.5万円から29万円に0.5万円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乘ずる金額を現行の52万円から53.5万円に1.5万円引き上げます。(第19条)

軽減措置の対象となる基準(世帯所得)		
現 行	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数
改正後	2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>53.5万円</b> × 被保険者数
	5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>29万円</b> × 被保険者数

③特例対象被保険者等に係る届出について、雇用保険受給資格通知を追加します。(第26条)

## <施行期日>

令和5年4月1日